

(第6号別紙)

令和3年度 第1回 市川市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

1 日 時 令和3年5月27日(木) 午後1時30分から午後2時45分

2 会 場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠

出席者	石原 淳一	市川市立南行徳小学校 校長
(13名)	浅原 慎介	市川市立南行徳中学校 校長
	椎名 美幸	市川市立須和田の丘支援学校 校長
	大村 郷一	千葉地方法務局市川支局 総務課長
	長迫 光祐	千葉県市川警察署生活安全課 千葉県警部補(代理出席)
	神崎 伸介	千葉県行徳警察署生活安全課 課長
	松丸 陽輔	市川市PTA連絡協議会 会長
	岡本 尚之	市川市民生委員児童委員協議会 副会長
	杉山 育子	市川市こども家庭支援課 課長
	竹木 伸	市川市少年センター 所長
	野口 敏樹	市川市教育委員会指導課 課長
	関上 亨	市川市教育委員会学校地域連携推進課 課長
	河部 純	市川市教育委員会義務教育課学校安全安心対策担当室 室長

4 事務局	小倉 貴志	学校教育部 部長
	佐原 達雄	学校教育部 担当参事
	植木 昭貴	指導課 主幹
	栗田 敦史	義務教育課学校安全安心対策担当室 主任

5 部長挨拶 小倉 貴志 学校教育部 部長

6 議 題 (1) 市川市いじめ問題対策連絡協議会について
(2) いじめ問題の状況、各学校の取組について
(3) 本市のいじめ問題への取組について
(4) 各機関・団体より

7 その他

○辞令交付

本来であれば、開会前に、小倉 貴志 学校教育部長より辞令交付を行うところだが、新型コロナウイルス感染防止及び時間短縮のため、机上にあらかじめ置いて、委嘱状及び任命状の交付を行った。

(委員13名)

【河部委員】

皆様こんにちは。本日はご多忙の中、第1回市川市いじめ問題対策連絡協議会にご参加いただきありがとうございます。私は、学校安全安心対策担当室の河部と申します。よろしく願いいたします。資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

いじめ問題対策連絡協議会等条例の第5条に、「会議は委員の中から選ばれたものが進行するものとする」とあります。本日の会議の進行ですが、市川市少年センターの竹木所長にお願いしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、本日の会議の進行を竹木所長にお任せしたいと思います。よろしく願いいたします。

【竹木委員】

こんにちは。市川市少年センター所長の竹木と申します。本日の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。市川市審議会等の会議の公開に関する指針の考え方にに基づき、市の様々な会議につきましては、原則公開で行われることとなっております。本日の会議は、原則公開で進めることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。では傍聴者の入室を許可します。

(傍聴者はいません)

それでは、第1回市川市いじめ問題対策連絡協議会を始めます。本日の会議ですが、1時間15分、最大でも3時前に終了できたらと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

委嘱状及び任命状の交付です。本来であれば、学校教育部長からお渡しするところですが、新型コロナウイルス感染症対策及び、時間短縮のため、机上にあらかじめ置かせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして小倉学校教育部長よりご挨拶がございます。小倉部長お願いいたします。

【小倉学校教育部長】

改めましてこんにちは。本日は大変ご多忙な中、また、このような天候の中お集りをいただきまして、誠にありがとうございます。

このいじめですけれども、2011年に大津で大きないじめ事件が起きました。これが大きな社会問題になりました。その後、世論に後押しをされるような形で、いじめ防止対策推進法という法律ができました。その中で、自治体が置くことができるとされている3つの組織がございます。詳しくはこの後、担当

の方から話がありますけれども、一つは、日頃からいじめについての情報交換を行って、未然防止を協議し、あるいは早期解決を図るような組織であります。これが本連絡協議会ということになります。二つ目は、重大事態が起きた時に、それを調査したりあるいは解決を図ったり、そういった組織が教育委員会の附属組織としてございます。三つめは、教育委員会や学校の調査、これに疑義が生じたとき、今度は市長が改めて調査をする組織という、この三つの組織がありますが、本日はその一つということになります。

この法律ができましたのは、8年以上前になりますけれども、これまで市川市としましては、この法律に規定されている組織に代わるものとして、学校警察連絡協議会であったり、あるいは教育委員会が特別に委嘱している学校問題のための弁護士さんであったり、そういったところで対応してまいりましたが、本市にもいじめ事件が起きまして、その事案に対して、数年対応を続けるという具体的な事例がございました。その対応の過程の中で、やはりしっかりとした組織が必要であろうと、そのような指摘もあり、確かに今後いじめに対して適切に対応していくためには、きちんとした組織が必要だという判断に至りまして、今年度から正式に立ち上げて開催をしたという運びになっております。今後は、この組織につきましても、日頃から情報交換などをさせていただき、学校ではいじめは起こるのですが、実際いじめの起こる場所というのは、地域や様々な場所にありますので、関係機関の方からご意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

最後になりますけれども、本日はコロナ禍の中対面で開催をさせていただいておりますので、できるだけ効率的に進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【竹木委員】

委員の皆様にご自己紹介をお願いいたします。お手元にあります名簿に従いまして、所属とお名前の方、お願いいたします。

(委員自己紹介)

続きまして、委員以外の出席者の紹介です。自己紹介をお願いします。

【竹木委員】

それでは、本日の議題に入ります。まず初めに「市川市いじめ問題対策連絡協議会について」学校安全安心対策担当室長、お願いします。

【河部委員】

令和3年2月の市議会におきまして、いじめ問題対策連絡協議会等条例が制定されました。条例ではいじめの防止等に関する3つの組織が設置されました。これらは、国のいじめ防止対策推進法に規定されている組織で、その一つが本日開催しています、いじめ問題対策連絡協議会です。推進法では第14条の第1項に規定されております。

この協議会の主な機能は、いじめの防止等に関係する機関・団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議し、各機関及び団体相互の連絡調整を行うこととあります。いじめの問題は、様々な原因や背景がありまして、学校だけで対応できるものではないという認識から、行政、地域、各団体でネットワークを築き、連携を図っていくことが大切であると考えます。本年度は本日お集まりいただいております13名の委員で、定例会は年間2回の開催予定です。後程、それぞれのお立場からのお考えや取組状況等をお話しいた

だけだと思いますが、情報を共有していただきまして、いじめの防止等の対応に生かしていけたらと思います。

今回の条例で設置されたその他の組織について説明をさせていただきます。2つ目の組織は、市川市いじめ防止対策委員会です。これは学識経験者により構成された5人以内の組織で、その機能は教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策、その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議するとともに、いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うことです。この委員会は推進法の第14条の3項に規定されている、教育委員会の附属機関です。いじめ問題対策連絡協議会といじめ防止対策委員会の事務所管部署は教育委員会学校教育部です。

3つ目の組織は、推進法第30条第2項に規定する、いじめ問題再調査委員会です。こちらの所管部署は総務部総務課で、教育委員会から切り離された組織となります。その機能は、市長が必要と認める場合、いじめの重大事態に係る教育委員会による調査結果について再調査を行います。学校の設置者又は学校による調査が不十分である可能性がある場合に実施が検討されます。

これらの組織を条例により設置したことで、いじめの問題に適切かつ迅速に対応できる体制が整いました。説明は以上です。

【竹木委員】

では次に、「いじめ問題の状況、各学校の取組について」、初めに植木指導課主幹、よろしく願いいたします。

【植木指導課主幹】

では、いじめの状況についてご説明させていただきます。最初にお断りいたしますが、資料1をご覧ください。このデータにつきましては、千葉県データということで載せさせていただいておりますが、この数値は「児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題における調査」ということで、国の調査を載せてあります。市川市が調査の主体ではございませんので、大変申し訳ありませんが、千葉県のデータを載せさせていただいております。ちなみに、市川市においても同様な傾向が見られることは確認しておりますので、そのような形で見ていただくとありがたいと思います。

いじめの認知件数ですが、年々大きく増加しております。これは単にいじめが増えているということだけではなく、平成23年度と24年度の間に太い線があるのですが、この間にいじめの定義が若干変わっております。その定義に沿った認知ということで、大きく上がってきております。いじめの定義につきましては、変わってきておりますので、認知に関しましては、定義が教員に浸透していくまでに時間がかかっているのが、緩やかに上がってきているのですが、小学校においては約10年間で10倍くらいまで上がってきております。これに関しましては、軽微ないじめも見逃すことなく学校がいじめとして認知して対応しているということで、文部科学省においても肯定的に評価しているということでございます。

次にいじめの解消率です。この解消率につきましては、いじめがどれだけ解消しているかということですが、これも27年度と28年度の間に太い線があります。この年度の間に、基準が一つ変わっております。どのようなものが変わったかといいますと、この下に書いてあるように、いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること、3か月いじめの行為が止んでいることで、いじめが解

消しているという判断ができるということになりました。その以前は、いじめの行為が止まったところで解消しているという、そういう認識もあったということです。あと一つは、いじめの行為が止んでいる、3か月経っている、それに加えて被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる、この二つの要件が入りました。数値においては大きな差はみられないのですが、そのような形でいじめの解消ということで各学校、判断をするようになりました。このように見てみますと、約80パーセント、全国の解消率が見られますが、先程の3か月の規定を考えますと、3学期以降に発生したいじめにつきましては、この中に入らないということをご承知おきいただきたいと思います。

三番目にいじめの対応です。これは小学校、中学校、あと高等学校の方も載せさせていただきました。いじめの対応としてあげられるものは、どの学校種においても、冷やかしからかい、悪口、比較的軽微な部類に入るといわれるいじめが主に行われているということです。あと二番目としてあげられるのが、仲間外れ、無視、三番目が軽くぶつかる、叩かれる、そのようなものがあります。ただし、高等学校においては、それに代わりパソコンや携帯電話等における誹謗中傷、いわゆる SNS 等の誹謗中傷が増えております。これに関しては、小中学校ではかなり低い数値が出ていますが、この SNS を通じたいじめについては、なかなか発見することが難しいという背景がありますので、実際にはもっとあるのではないかと、担当としては見ております。これが現在のいじめの状況です。私からは以上です。

【竹木委員】

続きまして、学校における取組状況等についてお話しさせていただきます。お一人3分を目安にお願いいたします。

【石原委員】

本校では、資料に示した学校いじめ防止基本方針をホームページにアップしまして、毎年4月に担任及び教員すべてに配付しております。週案がございますので、そこに綴じて常に目にするようにしております。いじめへの対応ですが、全職員で広く見守るということをしてしております。やはり授業中以外のところでいじめは発生するものと思っておりますので、休み時間、着替えの時、掃除の時間等、用務員さんも入れて全職員で見守り、おかしいなということがあればすぐに担任、もしくは教頭を窓口として話を持ってきていただき、その後担任からいろいろ話を聞き、対応しております。あと、先程部長の話の中でも、地域の情報が大きいということで、やはり地域の自治会の方々にも、ことあるごとにいろいろなお話をさせていただき、情報があれば些細なことでもお電話いただきたいということを常に会長さんの方に伝え、お知らせいただくようにしております。アンケート用紙を参考に持ってきたのですが、本校では昨年度、これを前期と後期2回実施しております。1年生から6年生まで全員使っているので、簡単な言葉でわかりやすい文言で作っております。低学年はこれでもわからないので、担任が説明をしながらアンケートに取り組んでおります。一面は学校アンケートなので、裏面でいじめに関して言葉で表記するようなアンケートを取りながら、これで対応しております。最後に、昨年度の本校のいじめ認知件数は40件ございました。解消件数は14件ということで、35パーセントの解消率でした。以上です。

【河部委員】

教育委員会に報告されるいじめの相談や情報は、起きているものの一部かと思いますが、例えばオンラ

インゲームのやりとりの中でのトラブルは、小学校の中ではあがってきていますか。

【石原委員】

最近あがっている例で申し上げますが、6年生の一人の子が SNS にみんなで遊んでいる画像をアップして、それが友達の LINE で広がってしまったというケースがありました。担任が気付きましたので、それをすぐに削除して学年集会を開きまして全体に周知したという例です。今後、少年センターの教室がありますので、それも活用して再度指導していきたいと思います。

【浅原委員】

本校のいじめ防止対策方針という2枚刷りのプリントがあります。これを毎年本校の方でも配付しています。あと、ホームページにもこれはアップさせていただいております。具体的ないじめ防止対策としては、一番はやはり日常の観察、特に担任が中心になると思うのですが、子どもの様子を観察することが第一番目に行われております。二番目に学期ごとにいじめに特化したアンケートを実施しております。これとは別に教育相談アンケートでも困ったことについて確認するのが3回、計6回アンケートを取って早期の発見を目指しています。

いじめの定義ですが、職員の方に必ず確認をしながら、いじめは本人がそう感じたところでもういじめは成立してしまうという考え方を徹底して教員の方にも指導しています。また道徳の授業等でもいじめとはこういうものだよという説明を年に1回は必ず行っております。いじめが発生した場合の対応としては、最初に担任が察知した場合はまず当事者から話を聞く、加害者からの話を聞いていき和解にもっていくというよう方法で進めております。昨年度のいじめの件数の状況ですが、認知件数が72件、うち解決した件数が54件、解消はしたけども3か月は経過していないものが15件、未解決案件が3件という形になっております。3件につきましては継続的に指導を行っている状況でございます。以上でございます。

【椎名委員】

本校でも、いじめ防止基本方針がありますけど、その中で特別支援学校としての特徴といたしましては、児童生徒、知的な発達の課題があるというところで、障がいを理由にいじめを受ける、人権を侵害されることがあってはならないというところで、本校では子どもたちの小さな変化も見逃さないように、日々担任含めた教職員で見守っているのが現状です。やはり、子どもたちは何気なく他校の生徒と登校の時にすれ違う。だけれども、特性のあまりに声をかけてしまう、それが相手にとって不快な思いになってしまうと学校では報告を受けますが、そういう行為に関しての指導も含めてやっているところです。いじめの件数的には、子どもたちからこんないじめをされた、あんないじめをされたということがうまく表現できない子どもたちが多いです。したがって、未然防止というところで力を入れているところです。まず、気持ちが伝えられるように、それも安心して伝えられるような授業を行うことで子どもとの人間関係、信頼関係を築くということと、また子どもたちにとって、いつでも困ったことがあったら伝えていいよという環境を作ることです。年3回ですけれども、必ず特別支援教育コーディネーターが各クラスを回って、「困ったことがあったら、この紙に書いてポストに入れてね」というと、友達と喧嘩したこと等も入っている現状もあります。そのところを丁寧にやっていくことで、いじめの防止に対して学

校での取組となっております。いじめの件数に関しては、特にここ数年は上がっていないというところですが、やはり丁寧に日々の子どもたちの小さな変化を見逃さずに対応しているところです。こちらの基本方針については、ホームページにアップし、保護者にも周知して、子どもたちにもこういうことがあるよということは、きちんと発達年齢に応じて伝えていくところです。以上です。

【竹木委員】

次に、「本市のいじめ問題への取組」について、植木主幹お願いいたします。

【植木指導課主幹】

では、資料2をご覧ください。市川市の取組としまして、様々な機関がそれぞれの立場で取組をしております。ここではその中で紹介いたしますが、もし漏れていること等がございましたら、この後付け直しをしていただくと幸いです。まず、一つ目ですが、市川市として基本方針、ガイドラインを策定しております。いじめ問題への対応の総合的なものとして、先程ありました市川市いじめ防止基本方針があります。平成27年3月に制定しました。この4月に一部改訂してあります。また、いじめが実際に起きた時の対応マニュアルとして市川市いじめ防止ガイドラインが令和2年の4月に制定されました。二つ目のいじめ対応組織の設置、これは先程説明がありましたように、3つの対応組織を本市では設置しております。三つ目としまして主に教育センター、少年センターの方で行っているのですが、相談窓口を設置しております。まず一つ目がほとんど相談、電話、対面、訪問等による悩み相談を開設しております。二つ目として、少年センターによる相談窓口、これも電話、メール、対面等による悩み相談を行っております。また、悩み相談@いちかわ、これはLINEによる悩み相談です。現在LINEのトラブルにより一時停止中ですが、また今後も引き続き行う予定になっております。その他としまして、年間数回定期的に生徒指導主任会というものを開催しております。これは各学校の生徒指導代表の先生方に集まっていただき、情報交換やいじめ、生徒指導に関する指導法等を確認する、そのような機会を設けております。各学校に少年センターが出張して行うものですが、情報モラル教室、近年増えているネットに関するトラブルについて、生徒または保護者、教職員に講習を行うということです。また同じような形で、ネットトラブル防止出張授業も行っております。あと、主に中学校対象ですが、指導課の方で生徒指導訪問をしております。その際に各学校の状況を聞きながら指導、助言をしていく、そのようなことを行っております。また、これは県の主催ですが、いじめ防止対策研修会というのがございます。これは毎年管理職であったり、生徒指導主事であったり対象者を変えて各学校1名ずつ、県レベルで集まっていじめに対して知見を深めると、そのようなことを行っております。取組としましては以上です。

裏面を見ていただければと思います。いじめに関して様々な対応を我々も行っているわけなのですが、これは雑感も多少含まれるのですが、現在いじめ問題に関する課題としてとらえている件を数点あげさせていただきます。まず、いじめの発見です。これは先程のデータのもとになる問題行動調査からのものなのですが、その中にいじめ発見のきっかけという調査があります。その中で一番いじめが発見されやすいものが、どの学校種もアンケート調査になっております。先程各学校の取組の中でもありましたが、アンケート調査は大変有効なものであると考えられます。ただし反面、児童生徒自らの申し出に関しましては、小学校では13パーセント、中学校では20.2パーセントとかなり低く、いじめを受けた児童生徒は自分の口ではなかなか先生には相談することができない、そういう状況が考えられます。これ

に関しましては、教育相談体制の充実や何でも相談し合える仲を作っていく、そういうことが大事ではないかと思われま。各学校には生徒指導訪問や生徒指導主任会を通じてこのことを伝えていきたいと考えています。二つ目はいじめの認知です。いじめの中で先程紹介がありましたいじめ防止対策推進法ができるきっかけとなったものが大津で起きた痛ましい事件です。この内容は、もう皆さんご周知と思いますが、学校で行われた比較的軽微と思われる数多くのいじめが学校に認知されることなく、被害の生徒がいじめを放置された状態で行き場を失い、自ら命を絶ったということ、それと学校が組織として対応しなかったということが背景にあります。そのような中で、いじめの定義について法律ができると同時に改定されました。もう紹介する必要はないと思うのですが、一定の人的関係のある児童生徒から心理的物理的な影響のある行為により心身の苦痛を感じているものとなっておりますが、以前の定義にはこのように書いてあります。心理的物理的な攻撃を受けた、攻撃という言葉があったのですが、現在の定義には攻撃という言葉はなくなっております。これはどういうことを意味するかと言いますと、よかれと思っても、おせっかいですね、または悪気がなくても被害者が苦痛を感じていればいじめがあるのではないかと、疑いを持って認知をするということになっております。そういうことによって、より被害者の心情に寄り添った定義となっております。

ところが、学校の中ではまだまだそのような形で認知がされてないこともあるのかもしれないという疑いを持ちながらやっていきたいと思っております。学校によっては、先程のいじめの認知件数がかなりあったのですが、まだまだ学校の認知件数には差がある状態も伺いますので、この定義につきましても各学校にしっかり周知をしてきたいと思っております。三つ目は、初期対応です。いじめはやはり初期対応がかなり重要なウェイトを占めていると思います。この初期対応を間違えたことで、あるいはうまくできなかったことで、トラブルに発展する例も少なくありません。被害生徒の安全確保、事実確認、そして特に保護者へのアプローチですね。こちらについて速やかにかつ正確に行うことが大変大きなウェイトを占めておりますので、ここがうまくいかないといけないというような課題を感じております。四つ目は、組織対応です。学校はかなりいつも忙しい中で動いておりますが、このいじめに関しましては、組織にあげ組織で判断する、そして組織で対応するということになっておりますが、実際のところ場合によっては、担当教員が一人で抱え込んでしまうと、この件はそんなに大きくないからということで、組織というよりはその担当の先生に任せてしまう、そのようなことも、もしかしたらあるのではないかと思っております。これは、組織でしっかり様々な目をもって対応することが大事だと思っております。最後に保護者対応です。保護者対応につきましても、特に事実が正確に伝えられていない、あと被害者側の保護者には連絡するのですが、加害者と言われる保護者の方に連絡がされていないなど、そのようなことで対応にちぐはぐが生じて、それがまたトラブルになる、そういう件もあるのではないかと思っております。保護者と一旦トラブルになってしまいますと、解決までに時間がかかり、学校もそれに対して大変労力を費やします。そのようなことにならないように、いじめの対応については、基本方針やガイドラインをしっかりと各学校に周知していただき、対応していただくよう、こちらも周知活動をしっかりしていきたいと思っております。以上です。

【杉山委員】

私どもの課では、直接いじめに関しての相談窓口とはしていないのですが、子育てとか児童虐待、そのあたりの相談が中心となっております。ただ、お子さんと直接職員がお話する機会も、家庭訪問をした

りしておりますので、家庭環境に関することをお子さんに聞き取ることが主軸にはなっておりますが、その中で学校での生活なども職員が話を聞いております。直接の課題が、お子さんの生活環境やそういったことになりますので、学校とは密に連絡を取り合いながら、家庭で安全に暮らせるところを、学校とこども家庭支援課職員で協力して進めております。今後、学校での生活の中での困難さに、いじめやそういったことが含まれていないかどうか、相談を担当する職員にアンテナを高くしていくように対応していきたいと思っております。

【関上委員】

学校地域連携推進課では、二つの側面がございまして、一つは放課後子ども教室で、子ども同士が集まる子どもの居場所づくりということでやっておりまして、そこではいじめが発生いたしますので、その対応が必要なこと、それと、学校支援実践講座ということで、いじめの防止の事業にも取り組んでおります。これは地域の方々が研修等を受けて学校の中、教室の中で子どもたちの多様な考え方、意見を引き出す。クラスの子どもたちがいろいろな考え方を持っているということ、それぞれの子どもたちに知ってもらふことによって、いじめの防止につながるという考えのもとで行っている事業でございます。

【河部委員】

学校支援実践講座の中では、実際にクラスに入って地域の方が子どもたちと話し合いをすると思うのですが、その時にいじめというワードを使っていいとか、使わないようにするとか何か取り決めとかあるのかどうか、もし分かりましたら教えてください。

【関上委員】

いじめというワードを使うか使わないかという点については、わかりません。去年は、コロナの関係で実施はしていませんでしたが、今年度は実施する予定です。

【河部委員】

たまたまかもしれませんが、私が現場にいたときに、実践講座を見させていただいた際に、指導に入った地域の方は、自分の口からいじめというワードを出しませんでした。それが地域の方のお考えなのか、何か取り決めがあるのか知りたかっただけですので、すみませんありがとうございました。

【松丸委員】

今、実践講座のお話が出たので、去年は中止になりましたが、その前2、3年関わって、20回くらい出させていただきました。今年も出ようかと思っているのですが、実際に地域の方、自治会の方とか、人数が足りない時は、結構P連の方に経験者、講座を受けた人ということで声がかかり、いろいろなところを回らせてもらいました。実際には、いじめというワードを出すか出さないかというのはありません。基本的には直接いじめの事例があるのですが、いじめの直接の問題を取り扱うのではなく、「この状況を放っておくといじめにつながりますよね」というような想定事例をみんなで話し合おうということ。話し合いの中で、「放っておくといじめになってしまいますよね」という言葉は出てきますし、でもそこであえてもっていくということはしません。とにかく子どもたちに、声の大きい子が言ってしまうので

はなく、全員の子どもたちから意見を引き出すのが地域の人たちの役割なので、「では、どうですか。」と聞いてあげて、それをみんなで共有してクラスで一緒になって考えてもらって、「こうしたらいいよね」みたいな話を全員で最後にできれば、というような形で、すごくいじめの防止という観点からするとい事業だと思っています。学校には限りがあるのですが、全校で取り組んでいただけるといいかなと思っています。

【竹木委員】

少年センターでは、小学生から二十歳未満の少年やその少年に関わる大人の方々を対象に、様々なチャンネルで相談を行っています。先程もご紹介がありましたが、電話、メール、おとしから始めたLINE、あと面接等で行っております。LINEについては、今年度止まっているところなのですが、子どもたち特に中学生などが、LINE 利用者が多いということで、少しでも相談しやすいところで取り入れてございます。電話についても行ってございまして、今のところお子さんからというよりは、保護者の方からの相談が多く入っているところです。また先程ありましたインターネットトラブル防止教室というのが、少年センターの所員が小学校、中学校に出向いて啓発活動を行っているのですが、これについてもインターネットをめぐるトラブルから人間関係がこじれることが多いということで、いろいろな学校から要望をいただきまして行ってございます。去年は、コロナのことがありましたので、いつもより回数が少なかったのですが、それでも昨年1年間で、保護者の方も一部含むのですが、2600名の方にこの話をさせていただいております。その前の令和元年度になりますと、1万名を超えております。1万名以上の方々にインターネットトラブルの防止事業を行っております。今年もすでに始まっているところですが、中身は日々変わっていく部分ではございますので、アンテナを高くしながら進めているところです。

【竹木委員】

それでは、各機関・団体より取組状況、いじめ問題についてのご意見等をいただければと思います。

【大村委員】

私どもは、国の人権擁護機関ということでございまして、いじめ問題に限らず一般的な人権問題を取り扱っているところでございます。いじめということに関しましては、なかなか感染症とかの状況もございまして、通常は人権教室とかも行っているのですが、なかなか今の状況で難しいところがございます。

例年小学校、中学校に対しては子どもの人権 SOS ミニレターという便せん付きの封筒を学校にお配りしてございまして、それを通じて児童生徒から先生とか保護者の方に相談できないような悩み事を書いて出していただいて、学校とか関係機関と連携を図りながら、お子さんをめぐる様々な人権問題の解決、いじめ等に限らず虐待等も含んでくることにはなるのですが、そういったところで業務を行っております。また、ミニレターの配付等に関しては学校関係者の方のご協力を仰ぐことになるかと思っております。今年度も近く配付させていただくような予定になっておりますので、その際はよろしく願いいたします。

【長迫委員（吉原委員代理）】

これまでお話しのとおり、昨今スマートフォンが普及しておりますので、当署においては学生さんからの SNS だとかオンラインゲームに関するトラブルの相談も増えていると感じております。当課の署員が

学校に出向いてネット防犯教室ということで、学生さんにインターネット使用上の注意事項の指導を実施しております。昨年度は、コロナウィルスの関係でなかなかできなかったのですが、今年度、引き続き実施していきたいと考えております。また、学校、関係機関からの情報提供や各種警察活動でいじめだと認知した場合、そこに犯罪行為があるのであれば、まず被害者の安全を第一優先に関係機関と情報共有をしたうえで、適切に対応できればと考えております。

【神崎委員】

児童からの相談もたまにあるのですが、どちらかと言えば保護者からの警察相談ということで認知するケースが多いです。自分の子どもが殴られていて、学校にも言えないというパターンもありますし、また向こうの親とトラブルになっている、または学校とトラブルになっている、こういった形で相談が来て認知する場合があります。この種というのは、警察が主導でやってもうまくいかないパターンが多いです。当然、事件としてやる場合もありますし、無理に入ってしまったら加害者側の方でまたトラブルになり、また被害者側の方でそこまで大きくなるとは思わなかったというのも多々あるパターンです。なので、この種の事案をうちの方で認知した際は関係機関、学校、教育委員会等と連携してできるだけ情報共有して警察の主観としての目線、学校の主観、または保護者等を交えて解決に向けた話し合いがとても重要ではないかと思っておりますので、引き続きそういった案件があれば積極的に署も介入したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【松丸委員】

私たち PTA 協議会として、いじめ問題に特化した活動というのはしていないのですが、各小中 5 5 校ありまして、その会長が集まる会長会というところで何か気付いたことがあればということで、その都度共有はさせていただいております。昨年からどうしてもこういうコロナの状況で、私たちの活動もそうですけど、子どもたちを取り囲む環境というのがやっぱり変化をきてみんなで見ていこう、見守っていこうという形を数年かけて作ってきましたが、それが昨年 1 年間空いて、今年も影響が残っています。先程から出ていますが、学校だけではなく地域であったり家庭であったりというところで、どこでいじめの兆候が出てくるのかといったときに、地域の方であったりもちろん保護者もそうですけど、コミュニケーションの場が少なくなっているの、そこをなんとか、コロナが落ち着き次第ということになるかと思いますが、早急に回復したい。地域のイベントごとや、学校がらみで言えば式典関係や運動会もそうですけど、地域の方と定期的にコミュニケーションがとれたのですが、それが今ほとんどできないということで、そのしわ寄せが子どもたちの方にはいけないと思っています。私たちとしても、何か協力できることがあれば、市内の PTA 会議を通じて全会長さんを経由してお願いをしていくという形で協力できればと思います。

【岡本委員】

我々は民児協としましては、年に 1 回学校の生徒指導主任の先生方と打合せをして、いろいろ問題提供をしていただくという場を設けているのですが、昨今こういう状況で会ができないのが実情であります。そういうことも踏まえまして、各主任児童委員さんが月に 1 回程度各学校を回りまして情報の収集に努めております。そして、問題行動があるようなお子さんの場合には、お子さんの見守りを行っています。

現在は会議等がほとんどできないので、皆さんからの状況をいただいて見守りとかに特化してやっているとところです。

【河部委員】

お願いします。いじめは公園や、地域の遊び場で起こることがあると思います。町を歩いていると、公園でみんな座って、輪になってゲームをやっている光景を見かけます。それがコミュニケーションだとも思うのですが、その中でいじめが起きたり、仲間外れがあつたりすると思います。ですので、町の中でそういう子どもたちの様子を見て、少しでも気付いたことがあれば、学校や教育委員会にお知らせいただければ有り難いと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【岡本委員】

わかりました。我々も各関係機関と連絡を取り合って会合を進めてまいりますので、何かあった場合にはまた我々の方にもよろしくお願いいたします。我々もそういった場面を見た場合には、状況をご報告させていただきますので、一つよろしくお願いいたします。

【竹木委員】

ありがとうございました。その他、何かございますか。

【河部委員】

本日、話し合われた内容については、附属機関のいじめ防止対策委員会の委員に報告いたします。また、小中学校の生徒指導部会等で情報提供し、学校におけるいじめ防止の取組に生かしていこうと思います。

【事務局】

それでは、事務局から連絡があります。本日の会議録がまとまりましたら、委員の皆様にもお送りしますので、内容の確認をお願いいたします。いただいた訂正部分を修正し、非公開部分以外は市川市のホームページで公開させていただきます。

第2回の会議は、12月を予定しております。詳細が決まりましたら、開催通知でお知らせいたします。よろしくお願いいたします。

【竹木委員】

以上で、第1回市川市いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

令和3年5月27日

市川市いじめ問題対策連絡協議会